

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	米子市 生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、生活保護事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和6年8月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>① 生活保護の決定及び実施等に関する事務 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 被保護者健康管理支援事業に関する事務</p> <p>② 医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務 1 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 2 医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 3 医療保険者向け中間サーバー等における本人確認業務 4 医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (2～4は、委託元: 米子市福祉事務所、委託先: 社会保険診療報酬支払基金)</p>
③システムの名称	生活保護システム 統合宛名システム 中間サーバ 総合専用端末 医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項 番号法別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 福祉課 電話 0859-23-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 福祉課 電話 0859-23-5151

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I-5-②	福祉課長 濱田 一知	福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月18日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 福祉課 電話 0859-23-5151	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年3月18日	II-1、II-2	平成27年6月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月18日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年7月9日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、 50、54、61、62、64、70、87、90、94、10 4、106、108、116、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 26の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条14号 番号法第19条14号に基づき同条第7号に準ず るものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、 50、54、61、62、64、70、87、90、94、10 4、106、108、116、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 26の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第15号 番号法第19条第15号に基づき同条第7号に準 ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事前	番号法の改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月9日	II-1、II-2	令和2年4月1日時点	令和3年7月2日時点	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年7月2日時点	令和4年6月28日時点	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	I-1-②	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活保護の決定及び実施等に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 被保護者健康管理支援事業に関する事務 ② 医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに 関する事務 2 医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 3 医療保険者向け中間サーバー等における本人確認業務 4 医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (2～4は、委託元:米子市福祉事務所、委託先:社会保険診療報酬支払基金) 	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年6月15日	I-1-③	生活保護システム 統合宛名システム 中間サーバ	生活保護システム 統合宛名システム 中間サーバ 総合専用端末 医療保険者向け中間サーバー等	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	I-3	番号法別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	番号法第9条第1項及び第2項 番号法別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年6月15日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 26の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第15号 番号法第19条第15号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号、第9号及び別表第2 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号、第9号及び別表第2 26の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第15号 番号法第19条第15号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年6月15日	II-1、II-2	令和4年6月28日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	見直しに伴う修正
令和5年6月15日	IV-4	委託しない	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年6月15日	IV-5	提供・移転しない	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和6年8月21日	I-3	番号法別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	番号法別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月21日	I-4-②	<p>(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号、第9号及び別表第2 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、 50、54、61、62、64、70、87、90、94、10 4、106、108、116、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号、第9号及び別表第2 2 6の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第15号 番号法第19条第15号に基づき同条第7号に準 ずるものとして定める特定個人情報の提供に関 する規則</p>	<p>(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59, 63, 69. 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132. 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の 提供に関する規則</p>	事後	法改正に伴う修正
令和6年8月21日	II-1、II-2	令和5年6月1日 時点	令和6年7月16日 時点	事後	見直しに伴う修正